

平成 27 年 3 月 2 日

富良野市議会議長 北 猛 俊 様

議会改革特別委員長 岡 本 俊

委員会事務調査報告書

平成 26 年第 4 回定例会において、継続調査の許可を得た事件について、下記のとおり結果を報告します。

記

- 1．調査案件
議会改革に関する課題について
- 2．調査の経過及び結果
別紙のとおり

- 別紙 -

議会改革に関する課題について

平成 12 年に施行された地方分権一括法は機関委任事務を廃止し三割自治と言われた中央集権型行政システムの転換は、地方自治体政策決定権を大きく変化させ「自分達のまちは自分たちで決める」という民主主義の原点を発揮する地方自治の確立が求められた。

二元代表制における自治体の重要な予算決定、条例など議決権を有する議会の権限と責任は飛躍的に高まり、住民の多様な意見を公開の場で議論し、選択と決定の最終的な意思決定を行う「住民代表機関」としての機能を高める事が強く求められた。

富良野市議会は平成 12 年 3 月に条例に基づかない任意機関として副議長を座長とした 7 名による議会改革特別委員会を設置し、市設置の各種審議会・委員会への議員の所属について 議員の海外派遣 常任委員会のあり方について 議長の常任委員会の所属の取り扱い 議会傍聴に関する休憩場所の設置などを検討した。

議会改革懇話会は、平成 15 年の改選後も改革の議論を深めるべく 8 名により再設置され、市民に見える議会改革の必要性・市議会の根幹に関わる改革の推進を掲げ、議会改革の課題を、議会制度について 議場の改善について 政策能力の向上について 市長部局と議会の関係 市民と議会の関係 情報公開について課題整理をした

< 懇話会で具体化された事項 >

市設置の各委員会、審議会への議員所属については、法令で義務付けされているものを除き就任しない。

議員の海外派遣の凍結

議論を活性化するため、一般質問の会派政党代表を排し、人数の制限を撤廃、10 人以内は、2 日間、10 人を超える場合は 3 日間とすることを申し合わせる。

傍聴者のための休憩所の設置

さらに今後の議会改革の課題について検討をし 議会制度について 議場の改善について 政策能力の向上 市長部局と議会の関係 市民と議会の関係 情報公開について本格的な改革に取り組む必要性という判断から、任意団体の懇話会から平成 17 年 12 月 16 日に 7 名による条例に基づく第 1 次議会改革特別委員会が設置し、議会活動の活性化、定数問題を含め、より市民に身近な議会であるためにはどうあるべきかという課題について検討をなした。

< 第一次の委員会で具体化された事項 >

議員報酬の削減（年報酬総額 10%削減）

議員定数の削減（20 名から 2 名削減し 18 名とする）

論点を明確にし議論がわかりやすくするために、一般質問における一問一答方式の導入

傍聴規則の改正

政務調査費、反問権の取り扱いの整理

議会の機能は、公開の場の審議を通じて利害の調整をする「討論と審議の能」と、住民の多様な意見を政治選択に反映させる「住民の意見をで意表する機能」であり、二元代表制における独自の機能である。その機能を最大限果たしていく条件を整えるのが議会改革であるが、住民の立場から見た議会の存在意義であることを肝に銘じ「開かれた議会・討論する議会・衆知を集める議会・行動する議会」に照らし合わせ取り組を進めていく必要があることから、平成 19 年 5 月 11 日に設置された第 2 次の議会改革特別委員会においては、開かれた議会、住民参加を進め更なる市民の信頼と負託にこたえる議会の一步として、議会の情報発信力の強化を中心に取り組みを進めた。

< 第二次の委員会で具体化した事項 >

議会の告知ポスターの掲示（平成 19 年 4 定より）

議会ホームページの開設（平成 20 年 9 月 1 日より）

議会広報の読みやすい紙面づくり（平成 20 年第 38 号より）

FM ラジオによる議会代表質問の試験放送（平成 20 年第 1 定）

FM ラジオによる議会放送（平成 21 年第 1 定より、年 4 回）

反問権の取り扱い（議長の許可を得て議員に質問の主旨を確認）

議員報酬の削減（年報酬額の 10%相当額、年度毎協議）

平成 21 年 3 月 23 日に設置された第 3 次の議会改革特別委員会は第 2 次の特別委員会で残された課題をベースとして協議を進めてきた。「議会が変わればまちが変わる」と言われるように、地方分権の進展は議会を脇役から主役の座に押し上げるものである。

しかしそれは、議会としての機能を十分に活用し実践することが前提であり、議会改革のあらゆる取り組みは根底で議会と住民との関係に帰着する。議会の存在意義を確かなものにするのは、議会と住民の信頼関係の構築による議会への住民参加であり、これをどう実現するかという課題に向かい、たゆまぬ努力を重ねる事が必須条件である。本委員会では、住民参加と説明責任の必要性を最重要課題として市民の負託にこたえる協議を重ねてきた。

<第三次の委員会で具体化された事項>

議会報告会に実施

21年に2地区で特別委員会7名により試行実施、更に3地区で議員18名を3班に分けて試行実施、22年に9会場で3班に分けて市内全域に分けて市内全域を対象に実施、実施義務について議会要覧に明記する事を確認。

議員定数について

議会の機能強化を目指す改革の視点から現行定数(18名)維持の結論

議員倫理の明確化

富良野市議会議員規範として議会要覧に次の2項目を明記する

・「議員は市民全体の代表者として、市政に関する機能を付託されたものであり、市政に関わる役割と責務を自覚するとともに、自から研鑽を積み、良心及び責任を持って行動しなければならない」

・「議員は、常に、倫理の向上に努めその地位を利用し影響力を不正に行使するなど、市民の疑惑を招く事のないよう行動しなければならない。」

会派政党制について(一人政党の代表権について)

委員会等における代表権を有するには、本来複数でなければならないことを自覚するとともに、全市的立場で情報を共有し行動する最大限の努力が必要とすることで一致。

自由討議について

議会運営委員会において規定、運用を図る

反問権の取り扱いについて

議会運営委員会で規定、反問権までには至らないが一般質問、質疑における質問趣旨の確認について確認項目の整理を行った。

改選後の平成23年5月13日に設置された第4次の議会改革特別委員会は、これまで行ってきた議会改革の取り組みの実績と改革の意義と在り方について確認を行い、慎重に議論を重ねてきた。議会改革のあらゆる取り組みの根底は、議会と住民との関係に帰着し「開かれた議会、討論する議会、衆知を集める議会、行動する議会」を基本に、議会改革の検証・検討課題の整理を行い、確かな改革を目指し取り組んできた。

委員会では、議会改革の必要性や議会の使命、議員の職責などの基本に立ち返り、これ等の認識を深めることから始め、課題とされた項目に順次議論を深めてきた。

<第四次の委員会で具体化された事項>

議会報告会の在り方について

議会報告会は、議会自らが地域に出向き、議会の機能や活動、可否に至る審

議過程を報告し、意思決定過程の説明責任を果たすことを目的として、また、多様な市民ニーズを聴衆する機会として開催をしてきた。継続的に取り組むため報告会実施要綱策定し平成 23 年は、14 会場、177 名、平成 24 年度は 15 会場 327 名の参加があった。

広聴広報活動の在り方について、

情報発信の一元化に向け、議会広報、FM ラジオ、ホームページについては広報特別委員会が担うことにした。

ユーストリームを利用したインターネットでの議会中継については、富良野市議会中継要綱を作成し、平成 25 年第 1 回定例会から実施。

議会ホームページは、議会情報を速やかに提供と公開を行うために、当初、掲載項目は 8 項目であったが、11 項目に増やし、公開を推進した。

一般会議（議会とまちづくりトーク）について

幅広く住民の意見を聞く機会を設け、多様な意見を聴取し、発生する諸課題への対応と政策提案の拡大を図ることを目的に、一般会議（議会とまちづくりトーク）実施要綱を作成し、平成 25 年 1 月 1 日から導入。

自由討議の充実について

自由討議は、結論を求めない積極的な討議を行い、議会における熟議の場として、平成 22 年 1 月自由討議に関する申し合わせ事項を定め、平成 23 年、24 年において各 1 回開催。

平成 25 年 3 月に設置された第 5 次議会改革特別委員会においては、時期改選期に向け改めて議員定数について議論を重ね、自治体規模や財政規模の検討と住民の意見を聴き、住民自治の重要性、議会のあり方など真摯に議論し時期改選期に向けての議員定数を、現状の 18 名を維持することとした。

また、これまでの改革の推進により住民自治に帰着した議会改革が実現できたことから、更なる取り組みと議会や議員の果たす役割を明確化し、議会のあるべき姿をより追求し後退させないため、議会基本条例を制定した。

< 第五次の委員会で具体化された事項 >

議員定数について

議会の機能強化を目指す議会改革の観点から現行（18 名）維持の決定

議会基本条例の制定（平成 27 年 1 月 1 日施行）

議会基本条例に伴う各種事項の精査

- ・委員会傍聴規定の制定
- ・自由討議実施要綱の制定
- ・議会報告会実施要綱の制定
- ・議会とまちづくりトークの実施要綱の制定

- ・各種申し合わせ事項の精査

平成 12 年の議会懇話会よりスタートし住民自治の進展を目指し、市民への情報発信を重ね改革を行い一定の程度の先進的な改革が実現できたことから、更なる取り組みと議会や議員の果たす役割、住民と議会との関係、執行機関と議会の関係など議会運営の根本原則を明確化し、議会のあるべき姿をより追求し後退させないため、議会基本条例を制定した。

基本条例に即した議会運営をすることにより、市民に開かれ、市民本位の議会となることが明確となり、より一層の民主主義が進展することが考えられる。

基本条例は、さらに市民による評価を通して、適時必要に応じ柔軟な改正を行い、住民自治の発展をめざし時代に合った議会運営ができることを確信し、議会改革特別委員会の報告とする。